

令和 4 年度
解体工事に係る法令周知のための漫画冊子作成
業務委託

仕 様 書

三 重 県

業務概要

- 1 業務名称 令和4年度解体工事に係る法令周知のための漫画冊子作成
業務委託
- 2 履行期間 契約の日から令和5年3月31日(金)
- 3 納入場所 三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・監視指導課

4 業務の目的

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・監視指導課では、建設系廃棄物(解体工事に伴って生じる廃棄物)の適正処理のために、各種の取組みを実施しているが、産業廃棄物の不法投棄は未だ後を絶たず、その大部分を建設系廃棄物が占めている状況である。

解体工事は、発注から施工、最終的な廃棄物処理までの一連の工程において、廃棄物処理法のほか、建設業法、建設リサイクル法等による複数の法令による規制がなされており、これらの法令を事業者が遵守することが必要であると考える。

ついては、誰もが親しみやすく読みやすい「漫画」を用いた法令の説明資料を作成、配布することにより、事業者の法令の理解の促進を図る。

なお、産業廃棄物の処理には、解体工事の元請業者と下請業者で行うべきことが異なるため、それらが明確になるようそれぞれの立場に立った冊子を作成する。

5 業務の実施体制及び方法

- (1) 本業務の実施にあたり、受託者は業務の円滑な実施を図るため実施方針や工程等の検討を行い、業務実施計画(実施計画書、業務工程表等)を策定し、当課に提出する。
- (2) 受託者は事業の実施の際に、十分に対応できる人数を配置し、事業実施や関係者からの問い合わせに対応するものとする。
- (3) 受託者は、本業務についての打ち合わせ・協議を適宜行うものとする。
- (4) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、受託者において負担するものとする。

6 必要書類の提出

受託者は、業務契約後14日以内に三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・監視指導課に下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 実施計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施体制を示したもの

(4) その他、当課が必要とする書類

7 業務スケジュール

詳細なスケジュールについては事業者提案によるものとする

(参考) スケジュール案

業務内容	8	9	10	11	12	1	2	3
シナリオ作成		→						
関係機関等との調整		→	→					
漫画原案作成			→	→				
漫画描写						→	→	
成果品印刷								→

8 業務内容

次の冊子(漫画部分を含む)を作成、印刷し納品する。また、冊子データについても納品する。

印刷・加工

下記のを、2種類(各6,000部)とする(元請用、下請用)。

サイズ: A5

ページ: 40P

色 質: フルカラー

紙 質: マットコート 130 kg (グリーン購入方針に適合すること)

加 工: 中綴じ

冊子データ

AI データ及び PDF データとする。

構成

漫画部分(元請用、下請用。各20ページ。表紙含む)

発注者が示した委託業者にて、登場人物、シナリオ等、本件に関する一切を作成し、発注者と協議のうえ、承諾を得つつ、作業を進めること。

なお、シナリオについては、発注者が提示する案を参考に作成すること。

- ・ 1カ月に一度、進捗状況が分かる資料(シナリオ、ラフ案等)を持参し、発注者と協議を行うこと(原則、県庁にて対面で行う)。
- ・ 著作権等の各種権利・関係法令を遵守すること。
- ・ 解体工事を実施する「元請用」「下請用」において、重複する場面や絵を用いることが想定されるが、その範囲については、作成状況・協議により決定するものとする(登場人物や場面の設定は、原則、同一でかまわない)。

説明部分(元請用、下請用。各20ページ)

発注者が作成した原稿に基づき、委託業者にて、デザインを整えること。

留意事項

- ・本冊子の主たる利用者（読者）は、解体工事業者を想定しているので、それを踏まえた作風とすること。
- ・人権やコンプライアンスに留意すること。
- ・本冊子の内容に関係する法令（建設業法関係、廃掃法関係、大気汚染防止法、建設リサイクル法等）の理解に努めること。津市他県内の関係部署、関係団体（合計約10部署・団体を想定）にヒアリング等の確認を行うこと（議事録を作成すること）。

9 その他特記事項

- (1) 本業務を実施に必要となる資機材や人員にかかる費用については、本業務に含むものとする。
- (2) この仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議の上決定するものとする。
- (3) 受託者は本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の責務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (7) 受託者が(6)のイまたはウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (9) 県から内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに対応し、報告すること（必要に応じて来庁すること）。
- (10) 委託期間が終了した後においても0県が本仕様書に係る成果品や調査内容について疑義照会等、必要な対応を要求した場合は責任を持って対応すること。